

特定疾患医療給付事業

申請される方へお知らせ

平成22年度税制改正における年少扶養控除廃止、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分廃止の影響を受ける方へお知らせです。

- ・ 特定疾患医療給付事業では、患者一部自己負担限度額を所得税額で算定しているため、この税制改正により、患者一部自己負担限度額が影響を受けてしまう場合があります。
- ・ 愛知県では、その影響をなるべく少なくするため、以下の書類を提出していただくことにより、税制改正前の旧所得税額を見込み計算し、患者一部自己負担限度額を算定します。

【追加提出書類】

●新規申請、転入届を申請する方・・・世帯調書（様式13）

※様式は保健所にあります。

生計中心者の所得に関する状況を確認することができる書類として、

●納税証明書を提出する方・・・確定申告書の控え（第一表及び第二表）

※場合によっては、別の書類の提出をお願いすることがあります。

●源泉徴収票を提出する方・・・追加で提出する書類はありません。

※場合によっては、別の書類の提出をお願いすることがあります。